

# 令和 8 年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について (入所系)

県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課

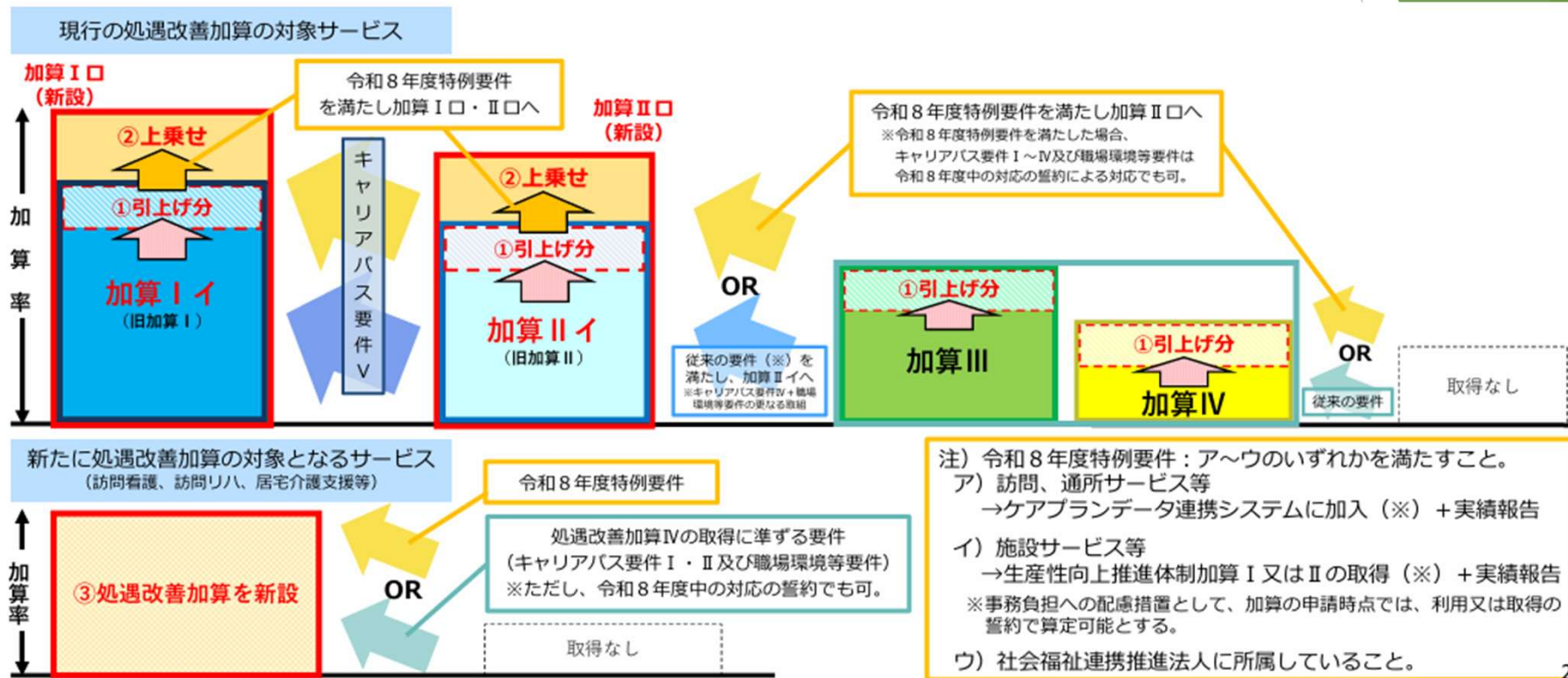
# 説明項目

- 1 令和8年度介護報酬改定
- 2 非常災害対策及び感染症対策
- 3 事故防止対策
- 4 高齢者虐待の未然防止
- 5 苦情処理体制の整備
- 6 協力医療機関
- 7 生産性の向上

# 1 令和8年度介護報酬改定

- (1) 介護職員等処遇改善加算の拡充
- (2) 基準費用額の見直し

# 1 (1) 介護職員等処遇改善加算の拡充



【出典】厚生労働省「令和 8 年度介護報酬改定の概要」

# 1 (2) 基準費用額の見直し



【出典】厚生労働省「令和8年度介護報酬改定の概要」

## 2 非常災害対策及び感染症対策

- (1) 業務継続計画（BCP）の策定等
- (2) 業務継続計画未実施減算
- (3) 非常災害対策
- (4) 感染症対策（衛生管理等）

## 2 (1) 業務継続計画(BCP)の策定等

- ア 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（**業務継続計画**）を**策定**し、必要な措置を講ずること
- イ 従業員に対し、業務継続計画を周知するとともに、**研修及び訓練**（シミュレーション）を**定期的（年2回以上）**に実施すること
- ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う

### ● 感染症に係る業務継続計画

- ① 平時からの備え
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立

### ● 災害に係る業務継続計画

- ① 平時時の対応
- ② 緊急時の対応
- ③ 他施設及び地域との連携

## 2 (2) 業務継続計画未実施減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、義務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合**、基本報酬を減算するもの。

※ 所定単位数の100分の3

## 2 (3) 非常災害対策

- 非常災害に関する具体的計画の策定
- 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制（連絡網等）の整備
- 防火管理に関する責任者の指定
- 従業員への定期的な周知
- **消火・避難訓練の実施（年2回以上のうち1回は夜間想定）**
- 市町村に避難確保計画を提出

## 2(4) 感染症対策（衛生管理等）

- 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を概ね**3月に1回以上開催**するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- 感染症の予防及びまん延防止のための**指針を整備**
- 感染症の予防及びまん延防止のための**研修及び訓練を定期的（年2回以上）実施**
- このほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと
- **レジオネラ検査の実施（循環式：年2回、それ以外：年1回）**

# 3 事故防止対策

- (1) 事故発生時の防止、再発防止
- (2) 事故発生時の対応
- (3) 事故の再発防止に向けた対応
- (4) 事故報告

# 3 (1) 事故発生時の防止、再発防止

## ア 指針の整備

事故発生時の対応・報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針

## イ 従業員への周知

報告内容・分析を通じた改善策を従業員へ 周知徹底する体制の整備

## ウ 委員会の開催、研修の実施 (年2回以上)

構成メンバー、責務及び役割分担の明確化  
Web等の活用

## エ 担当者の設置

ア～ウを適切に実施するための専任担当者

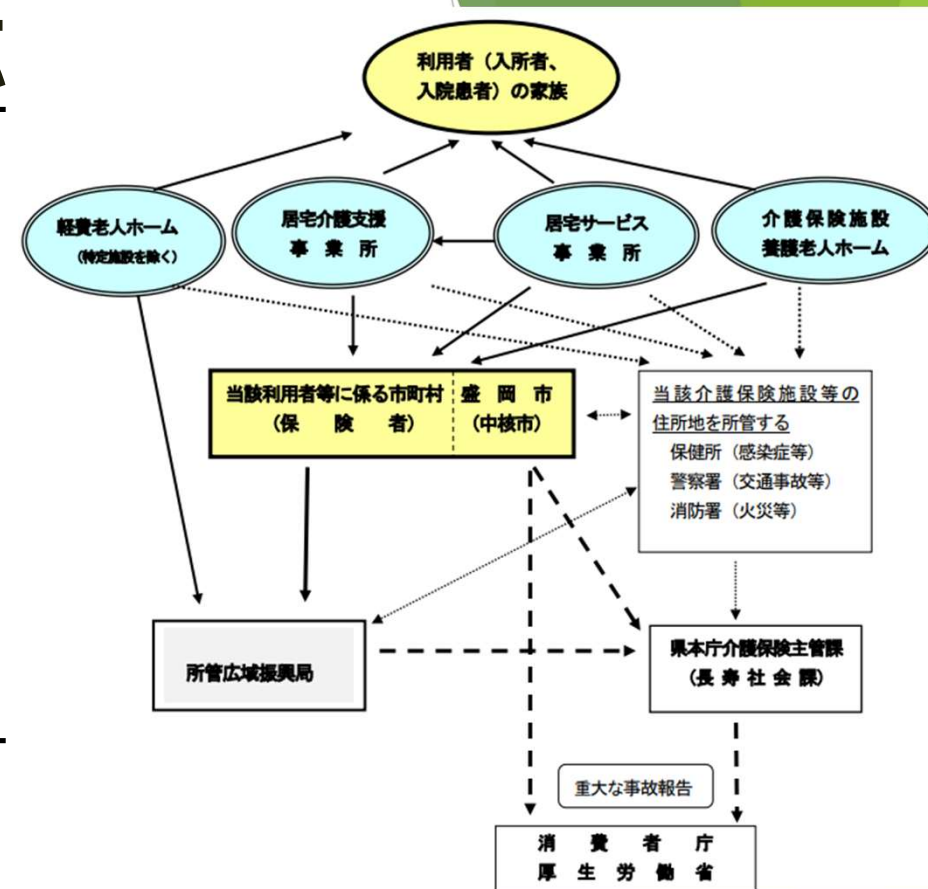
※ 委員会における安全対策担当者と同一の従業員

## 3 (2) 事故発生時の対応

- 市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じる
- 事故の状況、事故に際してとった処置について記録
- 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行う

## 3 (3) 事故の再発防止に向けた対応

- 再発に向けた要因の分析
- 再発防止策の検討
- 従業員への周知徹底



## 3 (4) 事故報告

- 市町村（保険者）に速やかに報告
- 市町村（保険者）から広域振興局保健福祉環境部へ報告
- 安全配慮、福祉用具の安全性が不十分な疑いがある場合  
で死亡事故または1か月以上の負傷等の重大事故については、  
県庁を通じて、消費者庁に報告される場合がある

## 4 高齢者虐待の未然防止

- (1) 虐待の防止
- (2) 指針の整備
- (3) 研修の実施
- (4) 担当者の設置
- (5) 高齢者虐待防止措置未実施減算
- (6) 虐待の未然防止
- (7) L G B T等の性的指向・性自認を持つ方に対する配慮

## 4 (1) 虐待の防止

- ・ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

### 【虐待防止検討委員会における検討事項】

- ア 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## 4 (2) 指針の整備

- ・ 虐待防止のための指針を整備すること

### 【盛り込んでいただきたい項目】

- ア 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針（研修は年2回以上実施）
- エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- カ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## 4 (3) 研修の実施

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること  
虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る。

## 4 (4) 担当者の設置

(1) ~ (3) の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

## 4 (5) 高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。(所定単位数の100分の1)

### 【要件】

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 4 (6) 虐待の未然防止

### ア 虐待の未然防止

研修等を通じて、従業者に理解を促す必要がある。同様に従業者自身がそれぞれの責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要。

### イ 虐待等の早期発見

虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等の必要な措置がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について適切な対応をすること。

### ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には速やかに市町村の窓口に通報する必要があり、事業所においては当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

## 4 (7) LGBT等の性的指向・性自認を持つ 方に対する配慮

- ・ 利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めること

## 5 苦情処理体制の整備

- 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる
- 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録すること
- 利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない
- 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が行う調査に協力するとともに、国保連からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない

## 6 協力医療機関

令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等は協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、**年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届出ることが義務化。**

なお、経過措置期間において、3要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届出ること。

### 【対象サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護

### 【提出期限】

**毎年度3月末**まで

### 【参考】

岩手県HP「協力医療機関に関する届出について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1076319.html>

## 7 生産性向上

- (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会
- (2) 生産性向上推進体制加算

# 7 (1) 委員会の実施

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

令和6年度介護報酬改定により、介護現場における生産性の向上に資する取組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、**事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため**、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務化。

※ **令和9年3月31日までは努力義務**

## 7 (2) 生産性向上推進体制加算

令和6年度介護報酬改定により、介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する加算が新設されたもの。

### <生産性向上推進体制加算 (I)>

- ・ IIの要件を満たし、IIのデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・ 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

### <生産性向上推進体制加算 (II)>

- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

# 8 高齢者施設等における感染症 対応力の向上について

# 令和6年度介護報酬改定 高齢者施設等における感染症対応力の向上

令和6年7月22日  
新型コロナウイルス等の感染拡大に対応する有識者ヒアリング

資料3

(対象サービス)

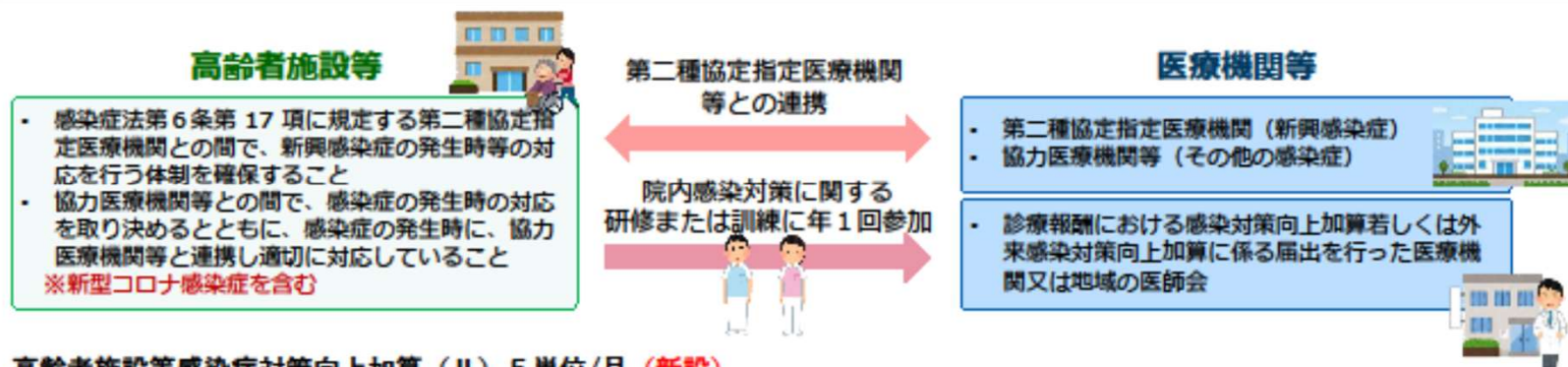
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

## ① 新興感染症の対応を行う医療機関との連携 (新設)

第二種協定指定医療機関との連携を行うことを高齢者施設等の運営基準において努力義務化。

## ② 高齢者施設等感染症対策向上加算 (I) 10単位/月 (新設)

新興感染症の対応を行う医療機関と連携した上で、当該医療機関等が行う院内感染対策に係る研修又は訓練に年1回以上参加することなどを評価。



## ③ 高齢者施設等感染症対策向上加算 (II) 5単位/月 (新設)

感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染制御等の実地指導を受けることを評価。



※ 新型コロナウイルス感染症については、これまでの新型コロナ対応において、高齢者施設等と医療機関との連携体制の構築等を進めており、令和5年10月1日時点で高齢者施設等の概ね9割の高齢者施設等が認めている。

※厚生労働省HP「新型コロナウイルス等の感染拡大に対応する有識者ヒアリング」(抜粋)

## 1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

<b>概要</b>	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。</li> <li>イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。</li> <li>※ 新型コロナウイルス感染症を含む。</li> <li>ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。</li> </ul> </li> <li>○ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】</li> </ul>				
<b>単位数</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: top;">                     &lt;現行&gt; なし                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> <td style="width: 60%; text-align: center; vertical-align: top;">                     &lt;改定後&gt;                      高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月 <b>（新設）</b>                      高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月 <b>（新設）</b> </td> </tr> </table>	<現行> なし		<改定後> 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月 <b>（新設）</b> 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月 <b>（新設）</b>
<現行> なし		<改定後> 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月 <b>（新設）</b> 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月 <b>（新設）</b>		
<b>算定要件等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）&gt; <b>（新設）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</li> <li>○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。</li> <li>○ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</li> </ul> </li> <li>&lt;高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）&gt; <b>（新設）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。</li> </ul> </li> </ul>			

※厚生労働省HP「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」（抜粋）

# 高齢者施設等感染対策向上に係る 医療機関リスト

## 【第二種協定協力医療機関】

岩手県HP「感染症法に基づく医療措置協定等」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/kenkou/1071439.html>

「3 医療措置協定を締結する医療機関」の「病院・有床診療所」、「無床診療所」のファイルを御確認ください。

## 【診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出医療機関】

東北厚生局HP「施設基準の届出等受理状況」

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/documents/201805koushin.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/documents/201805koushin.html)

「医科」のファイルを御確認ください。

受付番号に感染対策1、感染対策2、感染対策3、外来感染の記載のある医療機関が該当。